

昭島市が発注する契約からの暴力団等排除に関する合意書

昭島市契約における暴力団等の排除対策措置要綱（平成23年4月1日実施 以下「要綱」という。）に基づき、昭島市の発注する工事等の契約から暴力団等の介入を排除する措置を推進するため、昭島市長（以下「甲」という。）と警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課長（以下「乙」という。）は、相互の連絡協議体制を確立し、下記のとおり合意する。

記

（定義）

第1 この合意書に定める用語の定義は、要綱第2条に定めるところによる。

（意見聴取）

第2 甲は、要綱第3条第1項に規定する有資格者が、要綱別表各号に該当するか否かについて、乙に対し、意見聴取書（別記第1号様式）により意見聴取することができる。

（意見陳述）

第3 乙は、第2により意見聴取を受けたときは、要綱別表各号に該当するか否かについて、甲に対し、原則として意見聴取の日から1か月以内に意見陳述書（別記第2号様式）により意見陳述するものとする。ただし、第2による意見聴取に対して該当の事由がない場合は、乙は口頭にて甲に対して意見を述べることができる。

（通報）

第4 乙は、第2の意見聴取がない場合においても、有資格者が要綱別表各号に該当すると認める事実を確認したときは、甲に対し、通報書（別記第3号様式）により通報することができる。

（排除要請）

第5 乙は、要綱別表各号に該当すると認める意見陳述又は通報をするときは、当該意見陳述又は通報をもって、甲に対し、工事等の契約からの排除要請を行うものとする。

（参加停止の措置等結果の通知）

第6 甲は、要綱に基づき参加停止の措置若しくは勧告措置を行った場合又は乙から第3の意見陳述若しくは第4の通報があったにもかかわらず参加停止の措置若しくは勧告措置を行わなかった場合は、乙に対して通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(公表)

第7 甲は、参加停止の措置を受けた有資格者の商号、名称等を公表するものとする。

(相互協力)

第8 甲が発注する工事等の契約からの暴力団等の介入を排除する措置の推進にあたり、甲及び乙は、この合意書に定めるもののほか、相互に協力し、積極的な対応を図るものとする。

(個人情報の管理)

第9 甲は、要綱に係る個人情報については、昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号）に基づき、その適正な管理に細心の配慮を行うとともに、昭島市が発注する工事等の契約から暴力団等の介入を排除する措置以外に使用しないものとする。

2 乙は、要綱に係る個人情報については、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）に基づき、その適正な管理に細心の配慮を行うとともに、昭島市が発注する工事等の契約から暴力団等の介入を排除する措置以外に使用しないものとする。

(効力)

第10 この合意書は、平成24年4月1日から効力を発するものとする。

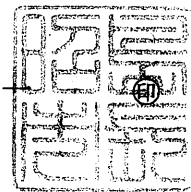
(その他)

第11 この合意書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

この合意書の証として本書を2通作成し、甲乙各1通保有するものとする。

平成24年3月23日

甲 昭 島 市 長 北 川 穰



乙 警視庁組織犯罪対策部
組織犯罪対策第三課長 藤 本 暢

